

(保 18)
平成 20 年 4 月 18 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 原



「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」等の
一部改正について

平成 20 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知につきましては、平成 20 年 3 月 14 日付け日医発第 1103 号（保 215）および本会作成「改定診療報酬点数表参考資料」等によりご周知申し上げているところであります。

基本診療料又は特掲診療料の施設基準等およびその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」および「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きについて」の通知により、その取扱いが示されているところでありますが、今般、その一部を別添の厚生労働省保険局医療課長等通知のとおり改正することとなりましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」等の一部改正について

（平 20. 4. 14 保医発第 0414001 号 厚生労働省保険局医療課長・保険局歯科医療管理官）

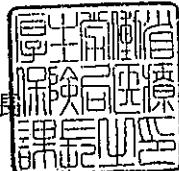


保医発第0414001号
平成20年4月14日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県高齢者医療主管部(局)
高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」等の
一部改正について

基本診療料又は特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成20年3月5日保医発第0305002号)又は「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きについて」(平成20年3月5日保医発第0305003号)により示されているところであるが、下記の通知の一部を別添1及び別添2のとおり改正することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

別添1 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成20年3月5日保医発第0305002号)の一部改正について

別添2 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成20年3月5日保医発第0305003号)の一部改正について

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305002号）の一部改正について

別添3の第1の2に次の(3)を加える。

(3) 別添7の様式13の2の2(2)及び3(2)については、病院勤務医の負担軽減について効果評価を行うために記載を求めるものであるが、効果評価についてはその指標について検討する必要があり、今後の検討を踏まえて提出事項等について見直すこととしている。

このため、現時点においては、届出時に当該欄に記載がなくても受け付けることとし、この場合においては、各病院は当該欄の内容を把握している旨を「(2)」の文字を○で囲んで表示することとする。

なお、効果評価のための指標については、さらに多面的な指標を用いる可能性があり、また、病院勤務医の勤務時間や当直回数等については、今後、報告を求める可能性があるため、各病院は勤務医ごとに把握し、その記録を2年間は保管すること。

別添3の第4の2の5本則を本則(1)とし、本則に次の(2)を加える。

(2) 別添7の様式13の2の2(2)及び3(2)については、病院勤務医の負担軽減について効果評価を行うために記載を求めるものであるが、効果評価についてはその指標について検討する必要があり、今後の検討を踏まえて提出事項等について見直すこととしている。

このため、現時点においては、届出時に当該欄に記載がなくても受け付けることとし、この場合においては、各病院は当該欄の内容を把握している旨を「(2)」の文字を○で囲んで表示することとする。

なお、効果評価のための指標については、さらに多面的な指標を用いる可能性があり、また、病院勤務医の勤務時間や当直回数等については、今後、報告を求める可能性があるため、各病院は勤務医ごとに把握し、その記録を2年間は保管すること。

別添3の第23の2に次の(4)を加える。

(4) 別添7の様式13の2の2(2)及び3(2)については、病院勤務医の負担軽減について効果評価を行うために記載を求めるものであるが、効果評価についてはその指標について検討する必要があり、今後の検討を踏まえて提出事項等について見直すこととしている。

このため、現時点においては、届出時に当該欄に記載がなくても受け付けることとし、この場合においては、各病院は当該欄の内容を把握している旨を「(2)」の文字を○で囲んで表示することとする。

なお、効果評価のための指標については、さらに多面的な指標を用いる可能性があり、また、病院勤務医の勤務時間や当直回数等については、今後、報告を求める可能性があるため、各病院は勤務医ごとに把握し、その記録を2年間は保管すること。

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305003号）の一部改正について

別添1の第14の2本則を本則(1)とし、本則に次の(2)を加える。

- (2) 在宅療養支援歯科診療所に係る施設基準の届出を行う場合の研修に係る記載について
は、訪問歯科診療に係る診療実績が1年を超える保険医療機関の保険医に限り、医療関係団体が主催した在宅歯科診療及び口腔機能の向上に係る研修を受講していることをもって足りるものとし、その旨が確認できる文書を添付すること。ただし、この場合であっても、1(2)に規定するとおり、当該保険医は、医療関係団体が主催する高齢者の心身の特性、緊急時の対応及び高齢者の口腔機能管理の在り方（管理計画の立案等を含む。）を含む研修を速やかに追加して受講することとなるものであり、当該研修の受講後は、受講したことが確認できる文書を添付して各地方社会保険事務局長に届け出ること。